

## 目

## 次

8月定例会会期及び議事日程	3	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	14
8月定例会付議事件	4	白倉和子議員	14
△ 8月5日(月)		山下明子議員	14
出欠議員氏名	5	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	15
地方自治法第121条による出席者	5	山下明子議員	16
開 会	6	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	16
会期の決定	6	山下明子議員	17
議事日程	6	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	17
諸報告	6	山下明子議員	17
議案上程	6	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	17
提案理由説明	6	山下明子議員	17
秀島敏行広域連合長	6	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	17
議案に対する質疑	7	山下明子議員	18
広域連合一般に対する質問	7	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	18
白倉和子議員	7	山下明子議員	18
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	8	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	19
白倉和子議員	9	山下明子議員	19
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	9	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	19
白倉和子議員	9	山下明子議員	19
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	10	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	20
白倉和子議員	10	山下明子議員	20
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	10	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	21
白倉和子議員	10	山下明子議員	21
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	10	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	21
白倉和子議員	11	山下明子議員	21
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	11	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	22
白倉和子議員	11	山下明子議員	22
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	11	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	22
白倉和子議員	11	山下明子議員	22
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	12	中山重俊議員	22
白倉和子議員	12	山口和俊消防課長	22
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	12	中山重俊議員	23
白倉和子議員	12	山口和俊消防課長	23
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	12	中山重俊議員	23
白倉和子議員	12	山口和俊消防課長	23
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	13	中山重俊議員	23
白倉和子議員	13	山口和俊消防課長	24
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	13	中山重俊議員	24
白倉和子議員	14	山口和俊消防課長	24

中山重俊議員	24	白石昌利介護・広域委員長	36
山口和俊消防課長	24	討 論	37
休 憩	24	山下明子議員	37
出欠議員氏名	25	採 決	37
地方自治法第121条による出席者	25	議決事件の字句及び数字等の整理	38
再 開	26	会議録署名議員指名	38
諸泉定次議員	26	閉 会	38
片渕義孝消防副局長兼総務課長	26	(資料)	
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	27	一般質問項目表	41
諸泉定次議員	28		
片渕義孝消防副局長兼総務課長	28		
諸泉定次議員	28		
片渕義孝消防副局長兼総務課長	28		
諸泉定次議員	29		
片渕義孝消防副局長兼総務課長	29		
諸泉定次議員	29		
中島英則消防局長	29		
諸泉定次議員	30		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	30		
諸泉定次議員	31		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	31		
諸泉定次議員	31		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	31		
諸泉定次議員	31		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	31		
諸泉定次議員	32		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	32		
諸泉定次議員	32		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	32		
諸泉定次議員	32		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	32		
諸泉定次議員	32		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	32		
諸泉定次議員	33		
議案の委員会付託	33		
散 会	33		
△ 8月9日(金)			
出欠議員氏名	35		
地方自治法第121条による出席者	35		
開 議	36		
委員長報告・質疑	36		

## 8 月 定 例 会

◎ 会 期 5 日 間

### 議 事 日 程

日 次	月 日	曜	議 事 要 項
1	8 月 5 日	月	午前10時開会、会期の決定、諸報告、提出議案上程、提案理由説明、議案に対する質疑、広域連合一般に対する質問、議案の委員会付託、散会
2	8 月 6 日	火	(常任委員会)
3	8 月 7 日	水	休 会
4	8 月 8 日	木	休 会
5	8 月 9 日	金	(議会運営委員会) 午前10時開議、委員長報告、質疑、討論、採決、会議録署名議員の指名、閉会

◎ 8月定例会付議事件

△広域連合長提出議案

- 第13号議案 平成30年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算
- 第14号議案 平成30年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第15号議案 平成30年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算
- 第16号議案 令和元年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第17号議案 令和元年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第18号議案 令和元年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）
- 第19号議案 佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第20号議案 佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例
- 第21号議案 佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第22号議案 佐賀広域消防局・佐賀消防署改築（庁舎棟建築）工事請負契約の締結について
- 第23号議案 佐賀広域消防局・佐賀消防署改築（訓練棟建築）工事請負契約の締結について
- 第24号議案 佐賀広域消防局・佐賀消防署改築（電力設備）工事請負契約の締結について
- 第25号議案 佐賀広域消防局・佐賀消防署改築（空調設備）工事請負契約の締結について
- 第26号議案 高機能消防指令センター総合整備事業業務委託契約の締結について

△報告書等

- 議決事件の字句及び数字等の整理について
- 介護・広域委員会審査報告書
- 消防委員会審査報告書
- 第1号報告 平成30年度佐賀中部広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第2号報告 平成30年度佐賀中部広域連合消防特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第3号報告 専決処分の報告について

令和元年8月5日(月)

午前10時00分 開会

出席議員

1. 中島慶子	2. 田淵厚	3. 松並陽一
4. 諸泉定次	5. 白石昌利	6. 原口ひさよ
7. 森田浩文	8. 多良光英	9. 松永幹哉
10. 野中康弘	11. 山田誠一郎	12. 堤正之
13. 白倉和子	14. 中野茂康	15. 平原嘉徳
16. 福井章司	17. 中山重俊	18. 山下明子
19. 嘉村弘和	20. 黒田利人	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀島敏行	副広域連合長	横尾俊彦
副広域連合長	江里口秀次	副広域連合長	松本茂幸
副広域連合長	伊東健吾	副広域連合長	伊東博己
監査委員	力久剛	会計管理者	成富典光
事務局長	岩橋隆一郎	消防局長	中島英則
副局長兼総務課長兼業務課長	石橋祐次	消防副局長兼総務課長	片淵義孝
消防副局長兼通信指令課長	高島直幸	認定審査課長兼給付課長	一番ヶ瀬新
予防課長	高田義博	消防課長	山口和俊
佐賀消防署長	野田博嗣		

◎ 開 会

○中野茂康議長

おはようございます。ただいまから佐賀中部広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎ 会期の決定

○中野茂康議長

日程により、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から8月9日までの5日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は5日間と決定いたしました。

◎ 議事日程

○中野茂康議長

次に、会期中の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会期中の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり決定いたしました。

◎ 諸 報 告

○中野茂康議長

次に、日程により、諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配付いたしております報告第2号のとおりです。

報告第2号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

平成31年2月12日から令和元年8月4日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその(写)を送付したとおりである。

記

2月26日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成30年

度12月分)

3月26日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成30年度1月分)

5月7日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成30年度2月分)

5月30日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成30年度3月分)

6月28日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成30年度4月分)

(一般会計・特別会計等の平成31年度4月分)

7月30日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成30年度5月分)

(一般会計・特別会計等の平成31年度5月分)

◎ 議案上程

○中野茂康議長

次に、日程により、第13号から第26号議案、以上の諸議案を一括して議題といたします。

なお、平成30年度佐賀中部広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、平成30年度佐賀中部広域連合消防特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、専決処分の報告についてが第1号から第3号報告として提出されておりますので、申し添えます。

◎ 提案理由説明

○中野茂康議長

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○秀島敏行広域連合長

おはようございます。本日、佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、当面する諸案件につきまして、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明申し上げます。

はじめに、第13号から第15号までの議案は、平

成30年度の一般会計及び特別会計の決算の認定について、お諮りするものであります。

次に、補正予算議案について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成30年度決算に伴う諸経費など、必要最小限の補正措置を講じております。

第16号議案「一般会計補正予算(第2号)」は、補正額約2,140万円で、補正後の予算総額は、約10億3,382万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置等となっております。

次に、第17号議案「介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、補正額約13億7,083万円で、補正後の予算総額は、約329億7,902万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置のほか、地域支援事業費の組替えとなっております。

次に、第18号議案「消防特別会計補正予算(第1号)」は、補正額約1億4,966万円で、補正後の予算総額は、約69億8,156万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置のほか、補助金の交付決定、公債費の確定等に伴う措置を行っております。

なお、細部については、歳入歳出補正予算事項別明細書等により、御審議をお願いいたします。

次に条例等の議案につきまして、御説明申し上げます。

第19号議案「佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、国家公務員の勤務条件に関する制度の改正を踏まえ、時間外勤務命令の上限時間等の具体的取扱いを規則に委任する規定を追加するものであります。

第22号から第26号までの議案は、佐賀広域消防局・佐賀消防署の改築に係る4件の工事請負契約及び当該改築に併せて通信指令システムを更新するための高機能消防指令センター総合整備事業業務委託契約で、令和2年度の完了を予定しております。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、そ

れにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○中野茂康議長

以上で提案理由の説明は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○中野茂康議長

これより、議案に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、これをもって質疑は終結いたします。

◎ 広域連合一般に対する質問

○中野茂康議長

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を開始いたします。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

○白倉和子議員

佐賀市の白倉和子です。今回、私は介護事業の課題について通告をいたしております。

介護保険制度は、振り返りますと平成12年、2000年に始まり、介護保険法は3年ごとに改正されています。現在、第7期計画の中間に入りました。

私たち団塊の世代が平成37年、2025年には75歳以上となり、介護や医療のニーズがさらに高まるのが予想され、また、世帯主が65歳以上の単身世帯、夫婦のみの世帯とか認知症の高齢者も増加していくと見通されています。

そのような社会現象も踏まえて、国会では、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が2017年に成立されました。これにより、原則1割であった介護サービスの自己負担額に昨年8月から3割負担が導入されるようになりました。

しかし、一定所得のある人は既に2015年8月に2割負担に引き上げられたばかりで、昨年また3割負担と。そういったことが介護保険の使い控えにつながるかと非常に危惧感を覚えています。いわゆる年収340万円以上の方が自己負担3割になるわけですが、当連合議会における影響をお聞きしたいと思っておりましたが、分析をするにはまだ1年以上が経過していないのと、個々の追跡調

査というものも必要ですので、今議会では質問を見送りましたが、今後調査を続けてまいりながら問題提起をさせていただきたいと思っております。

要支援1、2の受け皿である地域支援事業についてであります。報道によりますと、担い手の不足に苦慮しているとあります。現在進められている第7期に至っては、いわゆる厚生労働省のいう「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現や、今までよりもはるかに多くの人たちを支える仕組みへと変化していくとされています。国のビジョンが完成すれば、それは素晴らしいことですが、やはり今のところ絵に描いた餅のような現実性を帯びない点多々かいま見ます。

このことを踏まえて、佐賀広域連合議会として、構成市町の力量が問われているといっても過言ではないと考えています。

従来の要支援者へのサービスが総合事業となる円滑な事業移行のために、制度改正がうたわれたころから、要支援者に対する広域連合と構成各自治体での事業のすみ分けや、より密なる連携について、難しい点は多々あるとわかりながらも、この方針を早く広域連合で示してほしいと、これまで再三質問を繰り返してまいりました。

その中で、介護事業など多様なサービスの検討が課題でもあり、要支援者においては総合事業として構成各市町に事業が今後も続けて移行されていきます。

介護予防事業や在宅生活の支援を進める中で、各市町でサービスのばらつきが出ないように、事業体である中部広域連合が音頭を取るべきところはしっかりと取っていただいて、各市町とより密に連携して、同時に予算を有効に使っていただくことが必要と思われまます。

ゆえに、今議会では、任意事業や今後ますます重要な施策の介護予防の普及啓発や活動支援事業、これらについては構成市町4市1町に委託されていますが、平成29年度の決算の折には任意事業の不用額が大きく発生しておりました。各市町においても、それぞれの福祉予算に限られる中で、広域連合での任意事業費は使いたい財源でもありません。

そこでまず、総括といたしまして、構成各市町での取り組み内容や、予算が決定する流れをお伺いいたします。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

本広域連合では、地域支援事業の実施につきましては介護予防事業など地域の特性が大きく求められ、地域資源の活用や個々の高齢者の状況把握が必要な事業につきましては構成市町による実施としております。そして、介護予防・日常生活支援総合事業における保険給付と同じ仕組みで提供するサービスなど、費用の事務削減等スケールメリットが得られる事業は広域連合が直接実施してきました。

ここでは、地域支援事業のうち、御質問の介護予防事業及び任意事業につきましてお答えいたします。

まず初めに、介護予防事業についてです。

介護予防事業は、主に介護予防の普及啓発や地域における介護予防活動を支援する事業で、基本的に構成市町に委託して実施しております。

介護予防事業では、構成市町におきましては自主的な活動グループの育成・支援や住民主体の通いの場づくりなど重点的に推進しており、基本的な事業の方向性は域内で統一しています。そして、構成市町で自主化したグループや住民主体の通いの場に対しては、構成市町の求めに応じて本広域連合から介護予防推進員を派遣し、運動方法の指導や介護予防に関する知識の普及啓発を行い、構成市町で実施する事業をフォローアップしています。

続きまして、任意事業について御説明いたします。

任意事業は、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が継続できるよう必要な支援を行うものです。事業内容は、国が地域支援事業実施要綱に定める事業メニューの中から地域の実情に応じて実施することが可能とされております。

本広域連合では、任意事業のうち、介護給付等費用適正化事業や介護相談員派遣事業などは広域連合が直接実施し、地域の高齢者の日常生活を支援する事業につきましては構成市町に委託して実

施しております。そして、構成市町におきましては、国が示す事業のメニューの中から各構成市町が必要とする事業を選択し、それぞれの実情に応じた取り組みを実施しております。また、事業の内容や対象者等につきましても各構成市町で決定しており、同じ事業メニューを実施する場合においても構成市町ごとに事業内容等が異なる場合もあります。ただし、介護用品支給事業等における年間の支給限度額等につきましても、域内で統一しております。

最後に、任意事業や介護予防事業における各構成市町への予算計上の流れについて御説明します。

まずは、構成市町におきまして、それぞれの構成市町の実情に応じた事業を計画するとともに、それに必要な事業費を見積もり、事業実施計画書を作成します。そして、構成市町から提出された事業実施計画に広域連合が直接実施する事業に要する費用を加えた額が介護保険事業計画に定める事業計画値以内であれば、構成市町の事業実施計画どおりに予算を配分しております。

基本的に、構成市町が実施する事業に支障が生じないように構成市町の事業実施計画どおりに予算を計上しております。

#### ○白倉和子議員

現在のところ、構成市町が予防するところの事業は、中部広域連合としても予算づけができて円滑にしていけるということなんですけれども、予算を組むタイミングとか、その辺も含めてしっかりと構成市町と連絡を密にしていきたいというふうに思います。

それで、一問一答に入りますが、広域連合としては、例えば、答弁いただいた介護予防事業に私たちが時々参加させていただきますが、有名な方を呼んだ管轄内での講演会とかというのが数回行われて啓発事業を推進されていますが、構成市町の実情ということが先ほど総括の答弁の中でも何度となく繰り返されました。それは当然のことだと思います。包括支援センター23カ所のあり方、そして、委託先等々を見ておりましたら、それぞれの特徴、特色、力というものがあるわけですから。

そこで、連合として介護予防事業を推進していくためには、先ほどから言われている構成市町の実情とか、23の包括支援センターそれぞれの微妙に異なる実情があるわけですから、事業実施においても、それぞれの自治体が施設とどう連携するとか、マンパワーとどう連携するとか、普及啓発に特色があると思うんですね。

そこで、地域に根差した介護予防を実践していくためには、包括支援センター単独での普及啓発費として、中部広域連合と別にしっかりと予算づけするほうが効果が大きいと考えますが、実情はどのように実施されておられますでしょうか。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

本広域連合では、介護予防事業の実施につきましては構成市町に委託して実施をしております。よって、基本的に地域包括支援センターが介護予防教室等を直接実施することはありませんが、センター業務の一環として、地域住民の集会等において介護予防の普及啓発に関する講和等を実施することはあります。

また、構成市町における介護予防事業では、自主グループ化を目指した教室等を実施していますが、この場合、送迎を要しない地区単位での教室開催になります。そのため、その地区を担当するセンターにおきましては、教室に参加する方を募ったり、介護予防が必要と思われる高齢者に参加を呼びかけたり、構成市町が実施する事業へかわりを持っております。

#### ○白倉和子議員

せんだつても私がちょっと出席したんですけれども、佐賀市内のとある校区では、佐賀市はまちづくり協議会というのが市の政策として推進されていていっていますので、その中の福祉専門部会なんかと、その場所の包括支援センターがかなり密に連携をとりながら、介護予防事業とかマンパワーの育成とかに努められていたというふうな経験をいたしました。

そういった意味でも、各市町の実情をもっとしっかりと、どういうふうに介護予防とかの事業を連合として普及啓発していくのが効果的であるのかということは、しっかりともう少し市町と協議

しながら連携していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

議員おっしゃいますように、市町との連携は特に重要なことだと思います。

地域包括支援センターにつきましては、23カ所に設置をいたしております。そのセンターとも相談等があった場合には話を受けておりまして、また、市町とは担当者会議、また担当課長会議等におきましても、そういった啓発等につきましても協議等を行っているところでございます。

**○白倉和子議員**

中部広域連合からのマンパワーとかノウハウ等々も含めまして、もちろん予算の面も含めまして、より密に連携の必要性を感じますので、お願いしておきたいと思います。

それで、先ほどから気になるのが認知症対策事業なんですね。介護保険制度をとっておられる方の約6割強が認知症というので、身体の部分と認知の部分と両方という方がやっぱり多く出てまいります。そういった中で、認知症のほうから先に入られて、転倒、骨折なんていうこともあって身体介護に入られる方もたくさん私は見てまいりました。

そこで、認知症政策において、認知症の早期発見・早期治療、これが殊のほか重要だと考えますが、現在の認知症対策の取り組みをまずもってお伺いしたいと思います。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

認知症の早期診断・早期対応のための取り組みにつきましては、構成市町に委託する地域支援事業の中で実施をいたしております。

まずは、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を目的とする取り組みとして、認知症初期集中支援チームの設置があります。この支援チームは、認知症が疑われる方などを訪問し、医療機関への受診や介護サービスの利用等の勧奨、勧誘などの支援を行うもので、全ての構成市町におきましてこの支援チームを設置しております。

そして、各地域包括支援センターには、生活支援コーディネーターとの兼務にはなりますが、認

知症地域支援推進員を配置し、相談、支援等を行っています。

また、構成市町では、専門医等による物忘れ相談室の開催や認知症予防教室等の開催時に認知症のスクリーニングテストを実施するなど、構成市町の実情に応じた認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を実施しております。

**○白倉和子議員**

先ほどから申しますように、早期発見・早期治療が必要で、答弁の中にも、そういった意味での施策を推進していているということでしたが、近年では、音楽療法とか体の運動療法、それと脳のトレーニングなんかを兼ね備えた事業の有効性、それは自治体で取り組んでいるところもあります。それが、早期発見すれば、認知症をおくらせるためのトレーニングといいましようかね、それと、必要ならば投薬療法も進んでいってございませう。

埼玉県草加市、これは佐賀市議会の文教福祉委員会で一度お訪ねしたことがあったんですけども、草加市では、認知症の早期発見のために、診療や健康診断の際に認知症の検診も行う取り組みが実施されておりました。2年に1回のチェックというのも医師会と連携しながらされておられました。今、広域連合管轄内で行われている物忘れ相談、これは月に2回ございますが、私も相談を受けて、ぜひ物忘れ相談、予約してくださいなんて言ったことがあるんですけども、物忘れ相談とか、それに伴う医師への紹介の施策があることはわかっていますが、やはり一般的な方には敷居が高いと。そして、何より本人に自覚がなければ、なかなかそこに出向くのが難しいということを家族の方からよく聞きます。

そこで、健康診断を行うときに認知症検診というのも連携してできないものかどうか、お尋ねいたします。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

草加市で実施されております認知症検診事業は、指定医療機関に脳の健康度チェック表を備えつけ、チェック表に記入された内容をもとに医師の診察を受けられる事業です。

ただ、草加市に確認を行いましたところ、地域支援事業ではなく一般会計で行われている事業とのことでした。

したがって、草加市が実施されているような事業を介護保険者である広域連合がそのまま取り組むことは難しいと考えられるところでございます。

#### ○白倉和子議員

連合で取り組むのは難しいという答弁でしたが、それはわかりますよ。ただ、それが連合で介護保険事業を行うときの障壁、つまりデメリットになってはいけないと私は考えるんですね。1自治体で介護保険事業をしているところは全国に多々ありますが、そういったところの多くは、介護保険係と福祉係といいますか、そういったところが同じフロアの中で予算を連携し合いながら、相談しながら進めていっておられる光景をよく見ます。それで、そういったことがスムーズに進んでいくんだなというふうに平成17年度の制度改正のときも、ややうらやましく感じながら思うことが多々ございました。

そこで、連合での取り組みが難しいということで終わってしまうのではなくて、各包括支援センターに認知症地域支援推進員も近年配置されましたですね。介護予防推進員もおられます。認知症の専門医もおられます。例えば、通常の検診のときにチェックシートを置いて、相談員もそこに外向いていくと、包括支援センターの推進員も外向いていくというふうなことができれば効果的な取り組みができると思うんですが、こういった部分は連合がリードして広域的な取り組みを進めてもらいたい、各包括支援センターとも協議していただきたいと思います。早期発見には有効な取り組みだと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

議員おっしゃられますように、早期発見は重要なことだと考えております。本広域連合といたしましても、認知症の施策は重要な課題だと考えておるところでございます。

また、介護保険制度では取り組めないような事業につきましても、認知症施策を推進する上で有

効と思われる先進的な事例等がありましたら、構成市町事業の参考材料として情報提供等には努めていきたいと考えているところでございます。

#### ○白倉和子議員

情報提供と同時に、協議の中でより有効な方法と考えればぜひリードしてください。よろしくお願いしておきます。

それと、次に介護支援ボランティア制度、これはマンパワーの不足というのが今後うたわれていくんですけども、サポーター事業というのが実施されていますが、いまいち浸透されていないような気がするんですね。その現状をお示してください。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

本広域連合につきましては、平成24年11月から介護支援ボランティアポイント事業を「サポーター事業」と称して開始しております。

ここで簡単に事業概要について御説明をいたします。

この事業では、ボランティア活動を行う65歳以上の高齢者を、申請に基づきサポーターとして登録しております。そして、サポーターがあらかじめ登録された介護サービスの事業所で傾聴等のボランティア活動をなされた場合、活動実績に応じてサポーター手帳にスタンプを押印します。

このスタンプ1個を100ポイントとし、年度末に100ポイント当たり100円で、5,000円を上限として換金することもできる事業となっております。

サポーター事業を開始した当初は、活動場所となる受け入れ機関は介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの介護施設に限定しておりました。その後、活動場所をふやしてほしいとのサポーターからの声もあり、受け入れ機関の対象としてグループホームも追加しました。また、今年4月からは地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護も受け入れ機関の対象として活動場所の拡充を図るなど事業の推進に努めております。

#### ○白倉和子議員

「サポーターさが」というこのパンフレットですね。これがなかなか一般的に目につかないと。まず、これはどこに置かれていますでしょうかね。

ちょっとお尋ねいたします。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

サポータ事業の周知、広報につきましては、構成市町や包括支援センターの窓口等でサポータの募集に関するチラシの配布等を行っているところです。

**○白倉和子議員**

それで、もっと事業の啓発をというふうな部分で再度質問させていただきたいんですけども、これ自体は佐賀県のほうで検討委員会が平成23年から平成24年に立ち上げられて、平成24年11月からサポータ事業として実施されたことなんです。

この佐賀中部地区というのは、先ほどの答弁にもありましたようにサポートする方は65歳以上が対象と。

そして、杵藤地区である武雄、鹿島、嬉野、江北、大町、白石、太良ですね、そこは65歳以上の方が対象で、一部の活動は40歳以上の方というふうなうたってございます。

鳥栖地区である鳥栖市、基山、上峰、みやきですね、そこに関しては40歳以上の方がサポータ事業の対象になるというふうなことで、年齢とか、いろんなところが、実はばらつきがあるんですね。

佐賀県長寿社会振興財団のほうに、委託といいますか、事業そのものを、サポートのポイント事業とかを委託しているわけですが、ヒアリングの中で、唐津は財団に委託せずに独自で先行して取り組んでおられるとお聞きしました。

そういったことで、既にこの佐賀中部広域管轄内でも、平成24年11月から7年たつんですね。このサポータ事業、もちろんサポートしても、登録される方、されない方いろいろおられるというのは、これは私もよく存じておりますし、私も登録はしていないんですが、よく施設に出向いていくことがございます。換金する方、しない方、これもさまざまございます。

それはそれとして、こういった事業にみずから参加することで、みずからの健康維持にも寄与するところが多々あるわけですから、この事業の整

理といたしますか、啓発も含めてももっともっとするべきじゃないかなと考えるんですが、いかがでしょうか。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

議員御指摘のように、現在、チラシについては限られた場所として配置をしておりますが、周知の方法としては、過去にも全世帯には配布しております。広域連合だより等におきましても事業の周知・広報等は行っております。

また、このような周知・広報につきましては、事業の管理業務を委託する佐賀県の長寿社会振興財団とも協議をして、さらなる周知・広報に努めていきたいと考えているところです。

**○白倉和子議員**

ちょっと確認させてください。この事業自体、換金した場合とか、こういうチラシをつくったりとか、これは恐らく県の事業ですよ。県自体は各市町の支援をしっかりと行いなさいということで、介護保険事業の支援計画の中に、しっかりとその辺をしなさいよというふうなことをうたって、佐賀県でも予算を持っているんですが、県の事業であることをちょっと確認させてください。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

当初は県の事業から始まりまして、サポータのポイント付与事業につきましては広域連合の事業として取り扱っているところです。

**○白倉和子議員**

そのあたりなんかも含めて、これを推進して人数をふやしていくためには、県の予算の流れというのも、当初立ち上げたりしたときのその流れは私知っていたんですが、今現在、各事業体のところに移っているということであれば、なお一層の協議が私たちも必要かなというふうに思います。

そこで、ポイント事業というものを実施している自治体の中には、高齢者みずからが介護予防に取り組む、例えば、何とか体操に行くとか、何とかジムに通うとか、そういったいろんな部分の予防活動を評価してポイントを付与する。それでたまったポイントを還元したり、地元の買い物券に使えるなどの事業を実施している自治体を多く見かけます。

介護保険料は支払いながらも介護を使わない方への、それはそれで結構なことなのですが、ただ納めるばかりという中で、やはり努力をされているという方の評価の一つとして、また、今後重要な介護予防を推進する施策としていかがかと思うんですけども、どうでしょうか。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

本広域連合では、介護予防ボランティアポイント事業を「サポーター事業」と称しまして実施していますが、国が定める地域支援実施要綱では、ポイント付与の対象として、ボランティア活動に加え、介護予防に資する取り組みへの参加が対象として追加をされております。

この介護予防の取り組みへ参加される方へのポイントの付与につきましては、事業コストやポイント付与の対象範囲、ボランティア活動者と取り組みへの参加者のすみ分けなど課題も見受けられます。まだ現在、国では通いの場の定義等についても検討が行われているところでもあり、現状としましては、国の動き等を視野に入れ、他保険者の動向等も含め研究していきたいと考えています。

#### ○白倉和子議員

おっしゃるとおり、今、国では通いの場の定義とか、その辺の定義というのをしっかりされているんですね。65歳以上を対象としている自治体もあれば、やはり早くの意識からというので、40歳以上を対象とされている自治体もある。それと、活動の場所ですね、そういったところも、まちまち、曖昧な部分の中で、ある程度国の予算もつきながら今見直しが行われているところですので、ぜひこれは今後検討して有効な制度になるように願います。

最後にですけども、これも去年ですかね、岡山市に行ったんですけども、岡山市においては総合特区として介護事業をリードしておられました。各事業体のほうが国に対して多々言いたいことを実践しながら提言されていかれるモデル的な取り組みをされておられたことがございました。

その中で、きょう通告しております介護機器貸与モデル事業に取り組んでおられる事例なんですけれども、これに関しては、今まで介護保険で貸

与される器具といたしますか、用具といたしますか、車椅子とか、つえとか、スロープとか、歩行器とか、ベッドの手すりとか、いろいろ限られたものがあつたんですけども、今後の高齢化とか、先ほどから問題になっております認知症がふえるだろうというのと、老老介護もふえていくだろうと。そういった中で、岡山市のコンセプトは、要介護者等の在宅生活の支援が1つ、2つ目に介助者の在宅介護の支援、3つ目に技術革新や製品開発に取り組む企業との連携というのがありまして、こういった資料は全てそちらのほうにお渡しもしました。

どういった事業を展開されておられるかといいますと、例えば、メンタルコミットロボット、「パロ」という名前がついておりましたけれども、自己負担が月2,000円で、会話ができるロボット。それとか、空気圧で手とか指とかの握力をサポートする用品。それとか、移動支援機器の「快速ウォーカー」という装具をつけるのがありました。それとか、もっと単純な部分では、お薬を飲み忘れることが多くなった認知者に対して、「お薬のんでね!」という決まった時間にアナウンスして、きちっと案内する感じの、それぞれ日にち別に分けた、そういった用具。それとか、認知症の方向けに、抱っこした人形に語りかけてコミュニケーションができるとか、こういった部分は佐賀県でもボランティアグループがサポートしていますが、そういった本当に身近な部分というのが介護保険制度で使える用具として実践されてございました。

本当にこれから実態にかなった必要性のあるものだなと思うんですけども、当広域連合でのそのあたりの取り組みとか考えはいかがでしょうか。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

岡山市では、国から総合特区の指定を受けて、介護保険の対象となっていない最先端の介護機器を1割の自己負担で貸与する最先端介護機器貸与モデル事業を平成25年度から実施されております。

セラピー効果を備えるロボットや歩行を支援する機器など、最先端の介護機器を要介護・要支援者にモデル的に貸与し、その有効性等について検証を行う事業となっております。

この事業で得られた利用効果の実績データ等は蓄積して国に報告されるとともに、国において全国展開ができるか検証される事業となっております。現在もモデル事業として継続中の事業であり、今後、介護保険制度に組み込まれるのか、また、取り込まれる場合はどのような仕組みになるのかなど、現状としては全く見えておりません。よって、今後の国の動向等には注視をしていきたいと思っていますところでは。

#### ○白倉和子議員

この事業に関しては、先ほど答弁で言われましたように、例えば、国が介護保険事業の貸与用具の中に組み込むとしたら、これはシステムの中でスムーズに、利用者が選択できる事業になるわけですから本当に使い勝手がいいわけですが、これ自体が各市町ではなく、事業体である中部広域連合が取り組むべき事業となってくるわけなんですね。

ですから、もちろん国の動向を見ながら、それはそれで結構でございます。ただ、しっかりと研修というか、先進地の研究をしていただいて、佐賀中部広域連合としても、しっかりと国に対して声を上げていただくようお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

議員の御意見のとおり、介護を受けられる前の方のケアをするロボット事業というのが、これから国においても重要なこととして展開されることと思っております。

保険者の全国的な会合等もございますので、そういったところでも皆さんの御意見等を述べていきたいと考えているところです。

#### ○白倉和子議員

終わります。

#### ○山下明子議員

佐賀市の山下明子です。通告しております3点について質問いたします。

まず、介護予防、地域支援事業のあり方について。

7月下旬に介護・広域委員会で大阪府大東市と奈良県生駒市を視察したことを踏まえて伺います。

大東市は人口12万人余り、高齢化率26.8%で、介護保険制度が始まったころから民間事業者も含めた会議が行われており、その上に立っての医療・介護の多職種連携や介護予防の取り組み、住民主体の通いの場の取り組みがうまく行われているのを感じました。ケアマネジャーや介護職の研修にも力を入れておられて、事業所間の横の連携や交流も制度の当初から設置されていた大東市介護保険事業者連絡会の下部組織として大東市ケアマネジャー研究会を設置し、毎月研修会を開催するなど、お互いに学び合う環境が整っているようです。

印象に残ったのは、大東市としての自立支援の定義をはっきりさせるということでした。自立支援の先にあるものは、もとのように生活できることに近づけるということで、利用者本人が目指す姿をリハビリの専門家や医師、ケアマネジャーなどがかわりながら、3カ月から6カ月の短期間で生活機能を改善し、日常生活の自立を目指すための運動機能向上プログラムなど、本人の意思を尊重してメニューを策定し、支援していくという考え方です。

生駒市での大きな特徴は、地域支援総合事業が導入された平成28年度を境に要介護認定率が下がる傾向にあったことです。また、介護保険料も基準月額5,200円と佐賀中部広域連合よりも安く、保険料の所得段階は14段階にして最高額は基準額の2.2倍になっていることなどが目につきました。

この要介護認定率が低くなったのには理由があり、平成26年から2年かけて、なぜその人が要支援になったのかを調査、分析したそうで、要支援になるかもしれないという方をピックアップする基本チェックリストに基づく調査においても、回答のなかった方は民生委員などが徹底して訪問し、全数把握に努めた上で、介護予防事業につなげるか、それとも介護保険以外の一般予防事業につなげるかを判断していった結果、一般介護予防事業になった方が結構多かったということでした。

地域支援事業については、地域ケア会議を開き専門家の事前の家庭訪問を行った上で、当事者本人を交えた個別のケアカンファレンスを重ね、必

要なケアメニューを提供するという事で、当事者抜きにはしない、メニューをふやして本人の選択肢をふやしていくということを心がけているそうです。

特に強調された総合事業のうち、通所型サービスCのパワーアップPLUS教室の取り組みは、筋トレなど短期集中で自立支援を行う中で、その教室を卒業した方が自主的に教室のサポーターとなって活躍し、その人なりの役割を果たすことを、利用者にとってもいい、そして、サポーターにとってもいい、そういう作用をもたらしているということが非常に興味深かったです。紹介されたスライドの中では、認知症を発症して15年になるという方が元気にサポーターとして教室に通っておられるという様子が写され、参加したみんなで驚いておりました。これらの視察を通じて、軽度の段階でいかに予防、サポートに取り組むことが重要かを改めて痛感しました。

そこでまず、佐賀中部広域連合の要介護認定の状況について伺います。

今議会の予算関係資料35ページで、1次判定で非該当となった524名の方が2次判定では44名と減り、介護度がそれぞれついていっているというふうになっておりますが、この認定状況についての説明を求めます。

次に、介護家族の支援について伺います。

老老介護で介護度が進む中、片方の介護ができなくなってしまうケース、また、8代のお母さんと50代の息子さんの2人暮らしで、息子が働いている間一人になるお母さんが心配でもヘルパーを入れられないという状況、あるいは筋ジストロフィーを患っている30代の娘さんの介護を脳梗塞で麻痺の残っておられるお父さんが介護をしているという状況なのに、常時家に父親がいるからとヘルパーの入る時間が限られていて、夜中のおむつがえなどに大変苦勞されているなど、佐賀中部広域連合に限ったことではないにせよ、いろいろな声が聞こえてきます。介護家族をサポートする仕組みがもっと手厚くなされるべきだというふうに考えますが、中部広域連合での介護家族を支える仕組みとして、どういう取り組みがなされてい

るのかをお示してください。

最後に、地域包括支援センターの設置及び配置について伺います。

5月に佐賀市の文教福祉委員会で広島県尾道市の公立みつぎ総合病院を視察しました。ここでは病院内に地域包括支援センターや行政の高齢福祉担当課を置いて、医療・介護の連携が非常にスムーズにいつているのを目の当たりにしました。特に、この病院は合併前の御調町の時代から地域包括ケアシステムの源流と言われる取り組みがなされており、中山間地域の拠点として住民と深く結びついていました。

今、地域包括支援センター23カ所は、法人委託やそれぞれの自治体の支所などに置かれていますが、例えば、中山間地域で病院や国保診療所などがあるところにはそこに地域包括支援センターを置く、佐賀市ならば富士大和温泉病院に置くなどといったことは考えられないのか、その対応の考え方を聞いて総括質問といたします。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

初めに、介護支援、要介護認定の状況についてお答えします。

要介護認定は1次判定、2次判定といった2段階で審査を行います。

1次判定は、専門職の介護認定調査員が行った心身の状況を確認する74項目の基本調査をもとに全国一律のコンピューターで判定されます。2次判定では、主治医意見書や介護状況等を記載した特記事項をもとに、個々の対象者の医学的な状況や実際の介護状況について保健、医療、福祉の専門職による審査が行われ、非該当の方でも、何らかの介護が必要と認められた場合は認定者となります。

なお、非該当の方につきましても、地域包括支援センターと連携し、必要な方には一般介護予防事業や市町の福祉サービス等につながるよう支援しています。

次に、認定状況について御説明します。

高齢者人口の増加によって認定者数は増加傾向であります。その伸びは事業計画値と比較して鈍化しております。

平成30年度の認定者数を事業計画値と比較しますと、要支援1から2までの認定者数は計画値6,984人に対し7,091人、要介護1から要介護5までの認定者数は計画値1万2,624人に対し1万2,421人となっております。このことから、高齢者人口は増加傾向にある中で、特に介護度が高い方の重度化防止が図られており、介護予防を含む施策の効果が徐々にあらわれていると考えております。

続きまして、2番目の質問の家族介護者を支える仕組みについてお答えします。

在宅で要介護状態の方を介護している家族が、知らず知らずのうちに精神的にも肉体的にも負担を感じるような状況に陥ることもあります。そのため、介護される高齢者だけではなく、介護する家族へのケアも重要です。そのため、介護保険には家族の負担を軽減し、無理のない介護を続けていただくため、レスパイトケアという考え方があり、デイサービスやショートステイなど、介護者の負担を軽減するサービスもあります。

そして、本広域連合では高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターを設置しておりますが、介護する家族等からの相談や地区の民生委員を通じた相談など、相談内容に応じて必要なサービスにつなげるなど、相談支援にも努めております。また、広域連合事務局内には介護相談員を配置しており、利用者のみならず、家族介護者からの疑問や不満、不安に関する相談に応じております。

最後に、3番目の質問の地域包括支援センターの設置場所に関してお答えします。

本広域連合では、域内に23の地域包括支援センターを設置しています。このうち18のセンターは民間の社会福祉法人等に委託して設置していますが、この民間法人が設置するセンターにつきましても、担当圏域に市役所の支所がある場合はそこにセンターを設置しております。このことは地域包括支援センターが地域住民の皆さんにとってより身近な相談窓口として気軽に利用していただけるよう、センターを設置した当初からの一貫した方針としております。ただし、センターの設置場

所を変更せざるを得ない事由が発生した場合、例えば、職員の増員等により事務所スペースが狭くなり、事務に支障を生じる状況になった場合などにおいてはセンターの設置場所を変更した事例はあります。

今後もセンターの運営等に関する状況が変化し、設置場所を変更せざるを得ない場合には、その状況の変化に応じた設置場所の再検証はあり得ることだと考えます。その場合、構成市町との協議、検討を踏まえたものとなります。

#### ○山下明子議員

それでは、一問一答に入ります。

まず、自立支援に関係する部分なんですけれども、総括でも述べましたように、大東市では大東市としての自立支援の定義をはっきりさせるといことが言われていました。それは障がい者福祉であったり、生活困窮の部分であったり、いろいろな福祉の施策等の中でばらばらに、いわゆる自立とは何なのかというときに、それぞれの自立の考え方があって、広域連合ではその人がその人らしくというふう言葉ではさっと言われているけれども、大東市の場合、いろいろあるけれども、大東市としてはこう考えますという形でみんなで意識を統一していこうじゃないかということで、関係する課も全部かわりながら、そういう話し合いも進めてこられたという説明がございました。

それで、広域連合における自立支援に関する考え方はどういうことなのかということを改めて伺いたいと思います。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

介護保険制度は、高齢者が介護が必要となっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念としております。

介護保険者である本広域連合といたしましては、この基本理念に基づく支援こそが自立支援であると考えております。すなわち、高齢者本人がしたい、できるようになりたいという生活行為を明確にし、できないことができるように、できていることももっとできるようにと、高齢者の主体的な

取り組みが実践できるよう支援していくことが自立支援であると考えております。

このような自立支援に関する考え方につきましては、地域包括支援センター職員研修を通して、まずはセンター職員に浸透させるように努めているところでございます。

**○山下明子議員**

考え方はわかりました。

それで、じゃ、高齢者の自立を支援するための具体的な取り組みはどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

大東市で印象的だったのは、いろいろなメニューがあるけれども、本当に自立を支援するためのパワーアップしていくメニューというのが、実は全国一律の介護保険の制度の中では余り見当たらないので、そこをもっと力を入れていかなくてはいけないと考えたという説明があったんですね。そこがちょっと頭にひっかかって残っていたわけなんですけど、そういう点で考えたときに、今、課長が言われたような自立支援の方向を進めるための取り組みというのはどのようになっているでしょうか。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

各地域包括支援センターでは自立支援型地域ケア会議に取り組んでおります。これは何らかの課題を抱える個別事例について、リハビリテーションの専門職など、多職種が多角的な視点から検討を行うことで、高齢者のよりよい生活を支援すると同時に、ケアマネジャーの自立支援に資するマネジメントの実践力の向上を目指すことを目的とする取り組みです。

また、同様に個別事例を検討する地域ケア会議ですが、ケアプランを中心に多職種の視点からアセスメント等について検証を行うプラン検討会議を昨年12月から広域連合主催で実施をしております。このプラン検討会では、ケアマネジャーの自立支援に資するマネジメント力の向上に加え、適切なケアプランにつなげることも目的として実施をしております。

**○山下明子議員**

昨年12月からこういうプラン検討会議を実施し

ているということなんですけど、生駒市の場合でちょっと驚いたのは、総括でも言いましたが、そういうケアプランを全数把握して、最初から対象となるであろう御本人を、事前に専門の人も一緒に訪問して、その上で、こういうことがこの人には必要なようだということで、後で本人も入れて個別ケアプラン会議をするということで、常に本人を入れながらやっていくという姿勢がすごいなと思ったんですけど、今、広域連合でも進めようとしている自立支援に向けたアセスメントの視点というのは非常に大切だと思いますが、自立に向けた支援メニューを提供するまでの流れといったのはどうなっているのか、お示してください。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

支援メニューの流れにつきましては、実際プランの検討会等で検討を行うこともあります。それにつきましては、プランの内容につきましてはの考え方等を専門職種から多職種の方の御意見を聞きながら受け入れているところです。メニューにつきましては、それを受けまして、その考え方を参考にケアマネジャーの方が支援に向けたメニューを選定されているところです。

**○山下明子議員**

流れということでは、大東市も生駒市でもちょっと共通しているなと思ったのは、短期集中型の筋力アップを主とするような取り組みがされていて、生駒市ではそこを卒業した人が、やがては支えられる人が支える側になりながらずっとかわり続けて、ちゃんとフォローにもなっているという仕組みがありました。ただ、短期集中でぐっと日常生活に戻る取り組みをしているというあたりが非常に印象的だったんですけど、自立に向けた支援メニューとさっき聞きましたが、もう少しどういう状況になっているかというところをちょっと具体的にお聞かせいただきたいんですが。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

自立に向けた支援メニューの流れにつきましてお答えをいたします。

平成30年10月から予防給付で提供をしております従来の訪問介護や通所介護に相当するサービ

スに加えまして、身体介護を必要としない方向けの生活援助型訪問サービスや短時間で機能訓練等を実施したい方向けの運動型通所サービスを開始しております。また、同じく昨年10月からは、一部の構成市町ではありますが、リハビリテーションの専門職が関与する短期集中型通所サービスやレクリエーションを中心とした通所型サービスを構成市町が実施主体となり開始をしております。

ただし、住民主体によるサービスなど、自立支援の流れに沿った支援メニューは十分ではなく、現在構成市町において検討をしている段階でございます。広域連合といたしましても、構成市町における検討を後押ししていきたいと考えているところでございます。

なお、要支援状態等になられるおそれの高い状態の方向けには、従来向けの2次予防事業で実施していた運動機能向けプログラム等を構成する市町の1次介護予防事業に残し、自立支援に向けた支援メニューの一つとして継続をしております。また、これらのプログラムの終了後、住民主体の自主グループ化に結びつけている取り組みもございます。

#### ○山下明子議員

中部広域連合内でも自治体によってはいろいろな取り組みがなされているということのようで、そこはぜひ、またいろんな場を通じて共有して、そういった取り組みが広がるようにしていただきたいなというふうにも思いますし、そうは言っても、集中プログラムといった点ではまだ不十分だということですから、ぜひそこはぐっと進むようにしてもらいたいと思います。そして、いわゆる卒業後のフォロー体制についても、生駒市だったかどっちか、100数十カ所そういうセンターがあるというふうな話があったんですね。そこまで広げていくような取り組みというのが必要なのかなというふうに思っております。

もう一つは、高齢者の自立支援に向けては、民間との連携というのが一つまた大事なところにもなるのかというふうに思いますけれども、これについてはどのような取り組みになっているのでしょうか。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

佐賀県理学療法士会、また、佐賀県作業療法士会、佐賀県言語聴覚士会、佐賀県歯科衛生士会、佐賀県栄養士会、佐賀県薬剤師会といった民間団体と連携をいたしまして、地域包括支援センターで実施する自立支援型地域ケア会議や本広域連合が主催するプラン検討会議にアドバイザーとして各専門職を派遣していただいているところでございます。

#### ○山下明子議員

今述べられたのは、民間とはいっても専門職のところですね。それは本当に欠けてはならない部分だと思うんですが、もう一つ提起したいというか、お聞きしたいのは、民間を巻き込んだ地域における連携という点なんですね。地域の自治会だとかまちづくり協議会とか、そういうこともなんですが、そこでもし何かやろうとしたときに、さっき100数十カ所通いの場があるという話をしたんですが、もし近所でやろうと思ったときに場所がないという話が出て、じゃ、それはどうするのかということにもなるかと思うんです。

視察先で出た話でちょっとおもしろかったのは、民間の信用金庫だとかドラッグストアだとか、そういうところと連携して、場所を借りてそこで体操教室したりすると。ただし、よく公の場がやろうとしたら、もう一切そういうところの宣伝はしないでくださいというふうに言いそうなところを、いいですよ、どうぞ宣伝してくださいと。郵便局であったら年金の話だとかファイナンシャルプランの話とかをしてもいいですよ。だけど、場所を提供してくださいというふうなことをしながら、地域の中で居場所をつくる、そのコーディネートを行政がしっかりつないでいくし、そこにリハビリ専門の職員だとか、健康診断とか血圧測定だとかをするときの測定器を貸すとか、人を派遣するとか、そういう支援をするというふうな話が出ておりました。

だから、補助金を出すという話ではないけれども、息長くそういうものが根づいて広がっていくような取り組みというのが考えられているのをいいなと思いながら聞いたんですが、そういう考え

方ということについては、連合としてはどのように考えておられるでしょうか。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

地域における通いの場づくりや民間を含む関係団体との連携体制の整備などにつきましては、各構成市町において構成市町の実情に応じた取り組みを進めているところでございます。構成市町における高齢者の通いの場につきましては、お寺やNPOが管理するビルの一角が通いの場となっている例もございますが、全般的に見て公立の公民館や自治公民館、集会所等が中心となっております。

また、高齢者の見守りなどに関しては、地域の民間企業や団体などと連携した支援体制を構築している例はありますが、通いの場の提供などに関する民間との連携につきましては、事例として余り見当たらない状況です。

通いの場における自治公民館や集会所など活用できる社会資源の状況は、自治体ごとに、また、同じ自治体内にも地域によって状況は異なるものと考えます。本広域連合では、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、第2層の日常生活圏域における社会資源の把握や関係機関とのネットワークづくりなど、構成市町ごとに取り組みを進めているところでございます。

**○山下明子議員**

視察先で民間も交えた会議、会議の場に民間も出てきてもらうといったことも出ておりましたし、佐賀で全部それをやりなさいという話じゃないけれども、そういう発想ですかね。さっき述べましたように、民間の力をかりるときにはギブ・アンド・テイクといいますか、力だけかしてねと、あなたが何かいろいろ言うてはいけませんよではなく、可能な範囲では言ってもらってもいいですよといったような関係づくりというのものもあるかと思えますし、それから、認知症サポーター養成講座なんかを企業でやったりされるときに、そういう場でつながったらこんなことで力をかしてもらえますかみたいな、そんな話ができるような関係を、各構成市町だったり連合としてやるときも、ちょっとそういうことも頭に置いていかれてはど

うかなというふうに思います。

それでは、認知症対策に関して質問いたしますが、先ほど白倉議員が早期発見が大事だという立場から健診のときに認知症のチェックをやったらどうかという提起をされまして、それは本当にいいなと思いながら伺っていたんですが、視察をした生駒市で、やっぱり自分から病院にかかるとかというのが本当にハードルが高く、また、自覚もできにくいということから、生駒市の場合は簡単に物忘れ度合いがチェックできる認知症の簡易スクリーニングのタッチパネル式の機械が包括支援センターに6カ所と市役所に置かれているということで、7つ置かれているという話がありました。そんなに安いものではないのかもしれませんが、構成市町のどこかいいところに置くかどうか、そういうことを含めて考えられないのか。

生駒市の場合は、そういうスクリーニング機器をイベントのときに持ってきてみんなで体験してもらおうとか、そういうこともされているという話でした。早期発見という点から、こうしたことの取り組みができないかどうか、伺います。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

認知症の早期発見、早期対応に向けた認知症スクリーニングテストにつきましては、ものわずれ相談室の開催、認知症予防教室等の開催時に認知症スクリーニングテストを実施するなど、構成市町ごとにやり方はさまざまであります。

生駒市で導入されている認知症簡易スクリーニング機器につきましてもタッチパネルの対話方式で質問項目に答えていくもので、認知症の早期発見に向けた一つのツールであると考えます。ただ、あるメーカーに問い合わせたところ、1台が60万円を超える価格との回答でございました。生駒市の場合、地域包括支援センター等に7台導入されていますが、これを本広域連合に置きかえると23台となり、相当の額の事業費となります。

先ほど申し上げましたとおり、本広域連合では構成市町においてそれぞれに工夫されてスクリーニングテスト等を実施されております。したがって、構成市町の意見を聞きながら、必要があれば、他の保険者の導入状況等を確認していき

いと思います。

#### ○山下明子議員

ぜひ意見も聞きながら、よそも調査しながら考えていただければと思います。モデル的に設置するというところもあると思いますので。

もう一つ、認知症に対する理解を広げるといふ点での質問なんですけど、実は生駒市に視察に行ったときに、説明を始める前に担当の課長が——そちらに渡っていると思いますが、オレンジ色のうちわを見せて、皆さんRUN伴は御存じですよと当たり前のように言われたんですよ。RUN伴とは何かなと思ったら、ランニングの「RUN」に伴走者の「伴」という字のRUN伴というもので、課長がおっしゃるには、認知症への理解を深めるために北海道から沖縄までたすきのリレーでやっていく取り組みなんですよというふうに言われたんですよ。でも、そこにいた佐賀のメンバーは誰も知らなくて、へえ、初めて聞いたという思いでした。北海道から沖縄まで続いているのに佐賀はどうなっているんだろう、広域連合の中ではどうなっているんだろうという話になったんですけど、このことについては、生駒市の場合はもう七、八年かかわって続けていますよとおっしゃっていました。

ということで、広域連合としてはこの取り組みのことを御存じなのかどうか、あるいは何か取り組みについて情報などをつかんでおられるかどうか、お聞きします。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

初めにRUN伴について簡単に御説明をいたします。

RUN伴とは、認知症フレンドシップクラブというNPO法人が主催する認知症の啓発イベントです。認知症の人やその家族、支援者、地域住民などが1つのたすきをつなぎ全国を縦断するイベントです。2011年に北海道内の函館から札幌までリレーをされたのが初回で、今年で9回目になります。関東ブロック、関西ブロックなど全国をブロックで分け、ブロックごとにたすきをつなぐエリアが設定されています。

今年は北海道ブロックから九州、沖縄ブロック

まで11ブロックで構成され、九州、沖縄ブロックは熊本エリアの1エリアのみとなっております。各ブロックで実施されるエリアにつきましては、実施を伴う実行委員会が組織されれば、そのエリアで実施されるということです。

2016年には、本広域連合内においても吉野ヶ里町、神崎市及び佐賀市内でたすきリレーが行われております。その際、本広域連合におきましてもチラシ配布等の協力は行っております。

今後も広域連合域内で当該イベントが実施される場合は、介護保険者としてできることについては協力していきたいと考えております。

#### ○山下明子議員

ちょっとびっくりなんですけど、2016年に吉野ヶ里町、神崎市、佐賀市で実は行われていたということなんです。すみません、聞いていないんですが、首振りだけで結構ですが、秀島広域連合長は佐賀市であったということを御存じだったですか。

（「記憶なし」と呼ぶ者あり）

神崎市はどうでしょうか。

（発言する者あり）

御存じない。吉野ヶ里町はどうですか。

（発言する者あり）

そのときは議員でしたからね。ということで、よくわかっていない状況ですね。

それで、もちろん民間が主体となってされているということではあるんですが、例えば、がん制圧の取り組みでリレー・フォー・ライフ・ジャパンというのがあって、それは紫色のものをつないでいくことでやると。佐賀市でもどんだんどの森でその取り組みが本当に多くの方たちの力でなされています。多分そういうことなのかもしれないとは思いますが、認知症の理解を広げるといふことで、今オレンジリングを配りながら認知症サポーター講座があつています。ですが、いろんなやり方があるとしたら、例えば、そういうことがあるとわかった時点でアンテナを高くして何ができるだろうかと。よく障がい者のキャンペーンのときには県庁の明かりをブルーにするとか、あるいは白にするとか、いろんなことがありますよね。そういうふうなことも含めて、何か構成市

町と一緒に頑張ってこうしたことに関して呼応できるような対応というのを考えていけないかどうか、最後にこの点についてお聞きしたいと思います。

○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

もちろん認知症の周知につきましては重要なことだと考えております。今回は九州では沖縄だけになっております。また、これもNPO法人のほうで実施されることとなっております、今後またアンテナを広げてそういった情報等は提供していきたいと考えております。

○山下明子議員

それはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番目の家族介護者を支援するための取り組みについて伺いたと思います、レスパイトの取り組みがいろいろされているという話ではありましたが、そうした事業について、あるいは相談窓口へ寄せられる相談なども含めてなんですが、具体的にどういうふうになっているのかということが問題だと思うんですね。

本当につい最近寄せられた話というのは、31歳の筋ジストロフィーのお嬢さんがいて、それを御両親が介護されていたけれども、お母さんまで筋ジストロフィーになって、お父さんが2人を介護しなくてはいけなくなって、でも、そのお父さんは実は脳梗塞で片側に麻痺が残っているということで。ヘルパーが当然入っているんだろうと思ったら、いや、入ってはいるけれども、時間がすごく限られていると。それは日常的に介護のできるお父さんがいるからということで、もちろん夜中などは無理と。だから、夜中のおむつがえのときなんかは本当に大変で、どなり散らしたくなるというふうな話が寄せられています。

それから、弟さんがお母さんと住んでおられて、弟さんはどうしてもお母さんを養わなきゃいけないから朝から晩まで働かなくちゃいけない。そうすると、80代のお母さんが1人残って、ちょっと認知症にかかってきて大変だなと思っているけれども、同居しているからということで昼間のヘルパーを入れられないでいると。それで、四国からお姉さんが月5万円かけて様子を見に来るということも起きているわけですね。だから、デイサー

ビス、あるいはショートステイというふうなことが言われているけれども、実態に全然合っていないのではないだろうか。介護をするために仕事を休まなくてはいけなくなるとか、お金もないよという話になってきている状況を考えたときに、実際どういう取り組みになっているのかということ伺いたと思います。

○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

構成市町が実施する任意事業では、家族介護教室の開催など、構成市町の実情に応じた取り組みが実施をされております。

主な取り組みと平成30年度の参加者を延べ人数で申し上げますと、介護方法や介護者の健康づくりなど、必要な知識や技術を習得するための家族介護教室には121人の方が。専門職による介護のミニ講座など、家族を対象とした認知症カフェには97人の方が。それから、介護者のリフレッシュや交流を目的とした家族者交流事業には98人。それから、介護者が気軽に集える憩いの場として介護者カフェの実施には37人の方が参加をされております。

また、家族介護継続支援事業としまして、紙おむつ等の介護用品支給事業を全ての構成市町で継続して実施をしているところでございます。

○山下明子議員

今ずっと言われたのは、いわゆる家族介護の仕方だとか、いろいろ交流できる場ということと言われたと思います。それは本当に大事なことだと思います。

特に介護者カフェというのもされているということで、これは事前に聞いた中では多久市のほうで始まっているということだったんですが、そういう家族が抱えている悩みをふっと漏らせる場所が気軽にもっとあるといいと思うんです。そこはぜひそういう取り組みをされているところもしつかり共有できるように情報提供もしてやってもらいたいと思うのと同時に、今述べたような悲惨な状況というのはつい1日、2日の間で出てきた話なんですね。そうすると、愚痴を言っている場合だけではないわけなので、ここは本当に介護殺人だとか介護離職だとか、そんなことが起きないで

済むような支援のあり方について、真剣に国や県にも物を言ってもらいたいというのが本当の願いです。寄せられた方も制度を何とかしてくれないと潰されてしまうということをおっしゃっていたのを私もとても共感しておりますので、こういったことに関してはぜひ実情をつかんでいただきながら、この制度を少しでも改善していくということを取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。これは質問通告をしていなかったもので、ぜひ受けとめていただきたいと思います。

そしたら最後に、地域包括支援センターの設置に関してなんですが、事情によってはセンターを変えることもあったし、これからもあり得るという話でした。何というんですか、物理的な理由で変わるということだけでなく、住民生活との関係でこうあったほうがいだろうということ地域の中で考えられたときには、連合も一緒になって話ができるということなのかなと受けとめたんですが。

ちなみに、これまでに設置の変更だとか移動だとかがあった例を挙げていただきたいと思います。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

地域包括支援センターの設置場所を変更した事例についてお答えをいたします。

初めに、構成市町の支所等に設置するセンターが移転したケースになります。

おたっしや本舗小城北が庁舎内の改修に伴い、小城市役所三日月庁舎内から庁舎別館に移転しております。また、当該センターは担当圏域の分割のため、庁舎別館から賃貸の事務所へさらに移転しています。

おたっしや本舗久保田は、佐賀市の支所再編に伴い、久保田保健センターから久保田支所内に移転しております。

また、おたっしや本舗神埼北は、神崎市役所の建てかえに伴い、工事の期間中、神崎市役所脊振庁舎から神崎市脊振公民館へ移転しています。

続きまして、支所等以外の賃貸の事業所等に設置する地域包括支援センターについてですが、センター職員の増員等に伴い、事務所スペースが狭くなり、事務所を移転した例は3件あります。

おたっしや本舗昭栄、おたっしや本舗金泉、おたっしや本舗城北が事務所を移転しております。

**○山下明子議員**

そしたら再確認ですが、地域の実情によって相談があれば場所を変えていくということはあるということではよろしいですね。確認です。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

おたっしや本舗の設置につきましては、地域の事情と市町との協議等も兼ねまして移転等の検討、協議を行っているところです。

**○山下明子議員**

そしたら、先ほどの富士大和温泉病院との関係などについては、これは佐賀市は佐賀市でまた課題提起して考えていくというふうなことになるのかなと思いつつながら、受けとめたところです。

ということで、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

**○中山重俊議員**

佐賀市の中山重俊です。通告しております消防防災分野における無人航空機、いわゆるマルチコプタードローンの活用について質問いたします。

この質問は、昨年8月議会においても小城市の諸議員が質問をされています。以来1年が経過しておりますが、この間、全国的にも消防防災分野におけるドローンの活用が進んでいると思いません。全国の消防本部におけるドローンの配置状況と消防分野におけるドローンの活用状況についてお伺いしたいと思います。

以上、総括質問といたします。

**○山口和俊消防課長**

消防防災分野において、ドローンは平成27年ごろから一部の消防本部で導入が始まり、平成28年に総務省消防庁は、広域的災害での緊急消防援助隊の消防活動用偵察システムとして、さいたま市消防局及び千葉市消防局に無償使用制度により配備され、さらに本年3月には残る18の政令市の消防本部に対し同じくドローンを配備し、緊急消防援助隊の機能強化が図られております。

ここで、本年4月1日時点における全国の保有状況を全国消防長会の調査結果をもとにお示ししますと、726消防本部のうち164消防本部がドロー

ンを保有しており、その保有割合は約22%となっております。これは昨年と同時期に比べますと、数にして48消防本部、割合で約6%ふえているところです。このように、全国的にドローンを保有する消防本部がふえることに伴い、その活用事例もふえており、平成30年1月には総務省消防庁により消防防災分野における無人航空機の活用の手引きが取りまとめられ、各種災害における活用事例が紹介されております。

実際の災害現場での活用事例を幾つかお示しますと、平成28年4月の熊本地震における行方不明者の捜索、同年12月の糸魚川市大規模火災における鎮火後の被害状況の確認、平成29年7月の九州北部豪雨では、緊急消防援助隊の活動に当たりまして道路の閉塞状況、流木の流出範囲の確認などで活用されたところでございます。

#### ○中山重俊議員

それでは、一問一答を行います。

今答弁にもありましたように、本年4月1日時点における全国の保有状況は、726消防本部のうち164消防本部がドローンを保有していると。それから、その保有割合は約22%とお答えをいただきました。これは昨年と同時期に比べて、数にして48消防本部、割合にして約6%ふえているとの答弁でございました。

そこで質問ですが、県内の消防本部における活用状況はどのように把握されているのか、お答えいただきたいと思っております。

#### ○山口和俊消防課長

県内消防本部における導入状況は、本局のほかには杵藤地区消防本部と唐津市消防本部で導入されております。

それぞれの消防本部に運用状況を伺ったところ、杵藤地区消防本部では本年4月1日から消防隊員2名をドローンの操縦者に指名して運用を開始されており、7月末の時点で火災現場での5件の活用実績があるとのことでした。

唐津市消防本部では、本年4月19日から消防隊員など11名をドローン隊に任命して運用を開始されており、7月末の時点で火災現場で2件、行方不明者の捜索で1件の活用実績があるとのことでした。

す。

本局におきましては、平成30年3月にドローン1機を導入し、操縦者に対する十分な教育、運用要領の策定、損害賠償保険への加入などの準備期間を経まして、同年7月1日から佐賀消防署指揮隊で正式に運用を開始しております。

なお、本年7月末までの13カ月間で10件の活用実績がございまして、いずれも火災現場での焼損状況の確認となっております。

#### ○中山重俊議員

今1問目の答弁にもありましたように、佐賀中部広域消防本部では、平成30年3月にドローン1機を導入され、操縦者に対する十分な教育、運用要領の策定などの準備期間を経て、昨年7月1日から佐賀消防署指揮隊として正式運用されていると答弁をさせていただきました。

そこで質問ですが、ドローンの操作を行う隊員の研修、訓練等はどのように行われているのか、お答えいただきたいと思っております。

#### ○山口和俊消防課長

ドローンの操作に関しましては、法的に義務づけられた免許等はございませんが、災害現場という特殊な環境下で運用するには、安全管理体制の構築と航空法などの関係法令の知識の習得や反復した操作訓練を実施するなど、操作する隊員の教育訓練が必要不可欠であります。

先ほど申しましたとおり、ドローンの操作は佐賀消防署指揮隊に配属されている10名の隊員が担っております。昨年度は、運用を開始するに当たり、佐賀県消防学校においてドローンに関する関係法令の講義、基礎飛行訓練等を含む特別教育を受講させるとともに、訓練用シミュレーターを導入して隊員の操作能力の向上を図ってきたところです。

本年度に新たに配属された隊員の教育につきましては、昨年度から引き続き配属されている隊員で操作等に習熟している者を指導者に指名し、操縦者の育成を行っているところです。

また、本局の敷地において操作訓練が実施できますよう、所管する大阪航空局に無人航空機の飛行に関する許可、承認を申請し、年間を通した訓

練を実施いたしております。

○中山重俊議員

それでは次に、先ほど答弁いただきましたように、佐賀中部広域消防ではドローンの配備が今1機だと答弁されております。今後ドローンの数をふやす計画はあるのかどうか、お答えいただきたいと思っております。

○山口和俊消防課長

議員がおっしゃられますとおり、現在本局では1機のドローンを配備し、管内の災害に対応しているところです。

先ほど全国の164消防本部でドローンが導入されていることをお答えいたしました。そのうち60の消防本部で2機以上の複数のドローンが導入されております。これには複数の機体を同時に運用することに加え、故障時のバックアップということも考えられます。幸いにも、本局においては運用開始からこれまで機体の故障などのトラブルは発生しておりませんが、バックアップということを考えますと、今後、前向きに検討していくべき課題であると認識しております。

○中山重俊議員

今、ドローンについても高性能のものがどんどん開発されているというふう聞いております。高性能ドローンを導入する計画があるのかですね。夜間に撮影できるとか、いろんな形での対応が必要かということもあるかと思っておりますけれども、その辺についてのお答えをいただければと思います。

○山口和俊消防課長

現有の機種は多くの消防本部で導入されております汎用機を配備しておりますが、消防防災分野に特化した産業用ドローンには物件の投下装置を備えた機種、また、映像をリアルタイムで消防局の災害警備本部に伝送できる機種など、さまざまな機能を備えたドローンが開発されております。

本局といたしましては、総務省消防庁の導入機種や他の消防本部における導入実績などの情報を収集し、管内における配備数、機体の種類、付帯する機能などについて調査研究を進めていきたいと考えているところでございます。

○中山重俊議員

高性能のドローンがどんどん開発をされておられて、それを導入する計画は今言われましたとおりでございますけれども、導入された場合の隊員の教育も非常に大事なことだと思いますので、この点についてお答えいただければと思います。

○山口和俊消防課長

現在、本局が導入している汎用機と高性能の機種を比較した場合、基本的な飛行の操作に大きな違いはございません。しかし、機能がふえる分、若干操作が複雑になってまいります。機能が充実し、活用の幅が広がる反面、より厳しい環境下での運用が想定されます。そのような現場でも安全かつ効率的な運用ができるための安全管理体制の構築と操縦者に対するさらなる教育の充実を検討していく必要があると考えております。

(「以上で終わります」と呼ぶ者あり)

○中野茂康議長

これより休憩しますが、本会議は13時に予鈴でお知らせいたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時50分 休憩

令和元年8月5日(月)

午後1時05分 再開

出席議員

1. 中島慶子	2. 田淵厚	3. 松並陽一
4. 諸泉定次	5. 白石昌利	6. 原口ひさよ
7. 森田浩文	8. 多良光英	9. 松永幹哉
10. 野中康弘	11. 山田誠一郎	12. 堤正之
13. 白倉和子	14. 中野茂康	15. 平原嘉徳
16. 福井章司	17. 中山重俊	18. 山下明子
19. 嘉村弘和	20. 黒田利人	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀島敏行	副広域連合長	横尾俊彦
副広域連合長	江里口秀次	副広域連合長	松本茂幸
副広域連合長	伊東健吾	副広域連合長	伊東博己
監査委員	力久剛	会計管理者	成富典光
事務局長	岩橋隆一郎	消防局長	中島英則
副局長兼総務課長兼業務課長	石橋祐次	消防副局長兼総務課長	片淵義孝
消防副局長兼通信指令課長	高島直幸	認定審査課長兼給付課長	一番ヶ瀬新
予防課長	高田義博	消防課長	山口和俊
佐賀消防署長	野田博嗣		

○中野茂康議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続行いたします。

○諸泉定次議員

小城市の諸泉であります。通告により消防行政と介護行政について質問をいたします。

まず初めに、消防行政について総括質問を行います。

来年度の職員募集もされておりますけれども、過去5年間の職員応募の状況がどうなっているのか。

私は内定されても都市部に流れるのではないかとの危惧を持っております。我々が育てる若い職員も優秀な職員です。希望と意欲にあふれた職員をつくるのは、管理職はもちろん職場の先輩、同僚など多くの人とのかかわりの中で育てられるものですが、内定者の都市部への流出がないものかどうか。そして、女性の応募状況について、ここ5年間の職員募集と採用状況についてお尋ねをいたします。

次に、女性職員の任務というか、役割ということで、女性特有の職務があるのかどうか、お尋ねします。

これは男女雇用機会均等法が施行されて随分たつわけですけれども、特に自衛隊、警察、そして、消防は危険業務であります。そうした人命救助と社会的役割に使命感を持った女性隊員の特有の職務があるのかどうか、お尋ねをいたします。

最後に、全ての働く人の共通の課題ですが、年金支給の繰り上げでの再任用、再雇用の状況についてお尋ねします。

本当に危険業務で、しかも、交代制勤務の中で頑張っている職員の皆さんのこれからの再雇用、再任用の見通しなどについてお尋ねをいたします。

あとは一問一答とします。

次に、介護行政について総括質問を行います。

高齢化の進行で保険料が上昇することはやむを得ないと私は理解しておりますけれども、市民から介護保険料が高い、保険料がもっと安くならないかとの声をよく聞きます。特に私も65歳を過ぎ、高齢者の仲間入りということで、この高齢者とい

う呼び名に物すごい抵抗を感じますが、同級生などと話しますと、1号被保険者となったことで年金から差し引かれ、保険料のことをよく聞かれません。

そこでお尋ねですが、決算を見ると、滞納額が多いと感じます。勉強会でも指摘され、私も今回、2回目の滞納対策についての質問ですが、適切な対応をとらなければ保険料に対する理解が得られないのではと危惧をいたしております。

そうしたことから、奨励をするわけではありませんが、差し押さえ等の滞納対策の強化が必要と感じますが、滞納対策の現状と対策についてお尋ねをいたします。

次に、こうした保険料に対する高いとの不満は、一つには制度に対する市民の認識不足があるように感じます。現役時代は40歳から介護保険料を支払っているわけですけれども、医療保険とあわせて徴収されるため、余り気にしていないというような現状です。ところが、65歳となれば年金から差し引かれ、自分で納付するようになって初めて認識する市民が多いというのが実情ではなかろうかと思えます。

このようなことから、市民に対する制度の周知広報のあり方はどうされているのか、お尋ねをいたします。

総括質問の最後で、これはこれまでも山下明子議員がよく質問されたことでありますけれども、滞納者の中には低所得のため納付が困難な方もおられると思いますが、低所得者に対する減免件数が少ないように感じます。減免制度の周知広報のあり方や減免基準に対する考え方についてお尋ねをいたします。

あとは一問一答といたします。

○片渕義孝消防副局長兼総務課長

総括質問3項目につきまして、順次お答えをいたします。

まず、最近の採用傾向、女性の受験状況についてお答えいたします。

過去5年間の職員採用の状況は、平成26年度は受験者117名に対し合格者8名、倍率14.6倍となっております。平成27年度は受験者173名に対

し合格者10名、倍率17.3倍。平成28年度は受験者136名に対し合格者13名、倍率10.5倍。平成29年度は受験者167名に対し合格者16名、倍率で10.4倍。平成30年度は受験者118名に対し合格者11名、倍率10.7倍となっております。

次に、過去5年間の女性の受験状況でございますが、平成26年度の受験者は4名、平成27年度は6名、平成28年度は3名、平成29年度は9名、平成30年度は7名となっております。

なお、過去5年間において最終合格者の採用辞退はあっておりません。

次に、女性消防吏員特有の職務についてお答えいたします。

平成27年度に消防庁次長から消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進についての通知が発出され、消防業務において法令による制限を除き、性別を理由として従事できる業務を制限することはできないことを十分に理解し、女性消防吏員の意欲と適正に応じた人員配置を行うこととされておりますが、労働基準法におきまして、重量物を取り扱う業務、それから、有害ガスを発散する場所における業務等につきましては制限がございますので、それらを考慮して配置を行っております。

現在、女性消防吏員は10名ですが、配属の内訳といたしまして、佐賀署救急課に2名、南部署警防課救急係に1名、小城署予防指導課に1名、北部署庶務課に1名、この1名は潜水隊も兼務しております。さらに、本部予防課に1名、本部総務課に1名、本年度採用された職員で消防学校初任課入校者2名、それから、育児休業中1名となっております。

次に、再任用の現状と今後についてお答えをいたします。

再任用制度は公的年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、雇用と年金の接続を図るとともに、長年培った能力や経験を有効に発揮するために設けられた制度でございます。

当連合では、平成15年に佐賀中部広域連合職員の再任用に関する条例を制定し、平成19年度から運用を開始いたしました。さらに、再任用職員の

任用につきましては、佐賀広域消防局職員の再任用に関する事務取扱要綱を定めまして、勤務評定、勤務実績及び健康状態により選考し、任用を行っております。

任用形態はフルタイム勤務に加え短時間勤務を設定し、勤務形態といたしましては、隔日勤務だけではなく毎日勤務も設けまして、健康面及び体力面を考慮しながら、若年層に対する技術の継承など、その能力を最大限に発揮するため、効率的な運用を進めてまいっております。

今後もまだ退職者が多いことから、再任用がふえることが今後見込まれております。

以上でございます。

#### ○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

私のほうからは介護行政についての質問で、平成30年度の保険料滞納状況と介護保険制度の周知広報の現状についてお答えいたします。

まずは、平成30年度介護保険料の収納状況について御説明いたします。

現年度分のうちに年金からの天引きで納付されております特別徴収ですが、調定額64億2,044万円、収納額64億2,044万円の同額で、収納率100%となっております。

次に、納付書払いや口座振替で納付されている普通徴収ですが、調定額5億6,278万円、収納額4億9,221万円、収納率87.46%、対前年比1.07ポイントの増となっております。

特別徴収と普通徴収を合わせた現年度分全体では、調定額69億8,322万円で、収納額69億1,265万円、収納率98.99%、対前年比0.15ポイントの増となっております。

次に、滞納繰り越し分について御説明いたします。

調定額1億5,182万円、収納額3,652万円、不納欠損額3,810万円、収納率24.06%、対前年比1.79ポイントの減となっております。

収納状況については以上となっております。

次に、滞納状況について過去3年間の推移を御説明いたします。

まず、滞納額ですが、平成28年度2億344万円、平成29年度1億8,947万円、平成30年度1億8,586

万円となっております。

次に、滞納者数ですが、平成28年度2,473人、平成29年度2,330人、平成30年度2,239人となっております。

以上のように、近年の傾向としては、滞納額、滞納者数ともに減少傾向にあります。

続きまして、介護保険制度の周知広報の現状について御説明いたします。

介護保険制度の仕組みを御理解いただいていない滞納者の方の中には、介護保険は使わないから保険料は納めたくないと話される方がいらっしゃるのも事実です。そういう点では、助け合いの制度としての仕組みを周知することが重要であると考えております。

本広域連合としましては、制度概要の周知について3年ごとに事業計画の内容をお知らせする介護保険事業計画概要版と介護保険制度のパンフレットである介護保険べんり帳の全戸配布を実施いたしております。また、年に2回、介護保険の現状をお知らせする広域連合だよりも全戸配布を実施いたしております。そのほかに、被保険者を対象に65歳到達により資格を取得される方などにお届けしている被保険者証や4月に送付する仮算定の通知書、7月に送付する本算定の通知書に制度の概要を説明するためのリーフレットを同封し、介護保険制度の周知に努めております。

#### ○諸泉定次議員

それでは、一問一答に移らせていただきます。

まず、消防行政について一問一答をさせていただきます。

今年度の職員募集、私たち議員にも配られましたけれども、こういうチラシをいただきました。

（現物を示す）この職員採用に女性隊員の顔写真が載っておりますけれども、これは今までなかったかなと思って、今年初めてかどうか、お尋ねします。

それと、女性の受験者をふやすためのPRはどのようにされているのか、まずお尋ねをいたします。

#### ○片淵義孝消防副局長兼総務課長

女性の受験者をふやすためのPRについてお答

えをいたします。

PRといたしましては、各種就職説明会に女性職員を派遣いたしまして、女性が活躍できる職場であることの広報活動に努めております。また、専門学生のインターンシップや消防署見学の受け入れも積極的に行っているところでございます。さらに、採用ポスターやリーフレットに女性消防吏員を起用しまして、女性が受験しやすい環境づくりとイメージアップを図っているところでございます。

なお、県内の高校、九州管内の大学、それから、西日本各地の専門学校及び構成市町等へ採用案内、採用ポスター及びリーフレットの送付を行いまして、広く周知を行っているところでございます。

今後もさまざまな機会を捉えまして、積極的に広報活動を行っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

（「初めてですか」と呼ぶ者あり）

女性消防吏員の起用は初めてでございます。

#### ○諸泉定次議員

わかりました。

さらにお尋ねしますが、女性の採用枠とかがあるのかどうか、それらについてどうされているのか、お尋ねいたします。

#### ○片淵義孝消防副局長兼総務課長

職員採用試験におきまして、男女の採用枠は設けておりません。男女の区別なく優秀な人材を確保するために、成績上位者を採用しているところでございます。

女性消防吏員の採用推進につきましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、当局が平成29年4月に策定した特定事業主行動計画では、平成32年度までに女性消防吏員の割合を目標として3%以上にするを掲げております。また、平成27年に消防庁次長から発出された消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進についての通知においては、平成38年度当初までに女性消防吏員の割合を5%に引き上げることが各消防本部の共通目標とされております。

総括で申し上げましたが、当局の女性消防吏員は現在10名で、その割合は全体の2.4%となっております。このようなことから、今後、女性消防吏員の採用に向けて、より一層積極的なPR活動に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○諸泉定次議員

答弁されましたように、今後より一層改善されて、当面する3%ですか、これはぜひ頑張っていたきたいと思えます。

次に、女性職員の働く環境について、昨今は大分改善されてきましたけれども、まだまだ完全とは言えないというふうに思えます。

そこで、庁舎等の整備はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

#### ○片渕義孝消防副局長兼総務課長

女性職員の働く環境の整備についてお答えをいたします。

当局では庁舎建てかえ等の機会を捉えまして、女性消防吏員用の住環境スペースの整備を進めてまいりました。現在、佐賀署、北部署、小城署、南部署の4署で女性消防吏員が勤務できる環境が整備されており、各署4名ずつの隔日勤務が可能となっております。また、現在改築計画中の佐賀広域消防局佐賀消防署の庁舎が完成しますと、佐賀署に8名、通信指令課に4名が配置可能となり、北部署、小城署、南部署の各4名と合わせまして最大24名の隔日勤務が可能となり、先ほど申しました国の共通目標であります女性消防吏員の割合5%をクリアした場合におきましても、当面の間、十分対応できるものとなっております。

今後、女性消防吏員の採用の状況によりましては、必要に応じ施設の整備を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○諸泉定次議員

今後さらに努力していただきたいと思えます。

最後の一问一答の消防行政についてお尋ねしますが、総括質問の中で年金支給の繰り上げによる職員の再雇用、再任用について答弁いただきま

したけれども、私はどうしても腑に落ちない部分があります。

そこで、あえて佐賀広域消防局長にお尋ねしますが、総括答弁でもされましたけれども、これから退職者がふえていくと。そうなれば再任用もふえてくるという状況は当たり前のことですが、私は市民、住民の命と財産を守る危険業務に携わってきた人たちが、人間誰でもそうですけれども、年をとれば体力が落ちるのは当たり前です。もちろん昨今は病気、けがさえなければ、特に消防職員の皆さんは体力を鍛えた人たちですから、六十二、三歳になってもまだまだ現役でばりばり働けるとは思います。でも、現場に駆けつけて処理する場面だけではないということですね、当たり前のことですが、24時間勤務交代制です。ただでさえ官民間問わず交代制勤務の方は、特に夜勤が多い方は、本当に言いにくいことですが、平均寿命が短いというのが科学的にも証明されております。日勤職場が確保されればいいのですが、そうもいかないことは現状で、私みたいなよそ者でもわかります。ただでさえ24時間勤務で危険業務に携わると。60歳の還暦を迎えても、無年金が続けば働かざるを得ない。日勤職場が確保されないと現役で交代制勤務をせざるを得ない。そして、やっと年金支給になったときに、先ほど言ったように平均寿命が短いということでは、余りにも非人間的ではないかというふうに私は感じます。もちろん全ての人がそうなるわけではありませんけれども、ちょっとひどいなというふうに感じます。

そこで、私はもうはっきり言いますけれども、国、県の働きかけはどうなっているのかですね。本来、国が自衛隊、警察、消防に代表される危険業務に従事する人々の対応を十分考えるべきだというふうに、私は本当にそう思いますけれども、佐賀広域消防局長の見解をお尋ねいたします。

#### ○中島英則消防局長

先ほどの諸泉議員の質問にお答えしたいと思います。

まずもって定年延長あるいは再任用制度によって、非常に60歳以上の職員の活用については全国の消防本部でも課題となっております。特に現場

においては、やはり60歳以上を超えると体力が落ちる、そして、判断力と瞬発力が落ちると、そういうふうなことも認識をしております。他方、一方では定年延長についてはまだ詳細が決まっておらず、これからの動向を注視していきたいと思っております。

今後、国からの何らかの方針が示されると思いますが、具体的な内容は国の制度に沿ったものとなることから、国や県からのヒアリング等は今のところないものと思われま。

御指摘の国や県への働きかけについては、全国消防長会で議論や検討がなされるものと思っております。

全国消防長会とは、全国726の消防本部の消防長で構成する組織で、消防に関する制度や技術の調査研究、課題や問題点等の検討を行っております。消防職員の再任用制度についても、制度開始、それから、制度の変更時において検討を行い、課題解決に向け、消防庁長官や総務大臣等に要望書を提出してきたところであります。

定年延長制度につきましては、平成23年10月に全国消防庁会総務委員会において審議を行っており、国の進捗状況を見ながら、今後、検討がなされていくのではないかと考えております。また、総務省消防庁では、再任用制度や定年延長制度への対応を図るため、平成26年に高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会が設置され、検討が行われております。

以上のことを踏まえ、情報収集を行い、必要に応じて全国消防長会に申し入れを行うなどを考えています。

いずれにいたしましても、今後とも災害現場活動に支障を来さないように適切に対応していくつもりでございます。

#### ○諸泉定次議員

局長からる説明、答弁をいただきました。なかなか難しいところはあると思うんですけども、やはり今までも、これからも市民の生命、財産を守るということで危険業務に従事される皆さんたちが、やっぱりそういう国の制度がまだ不透明ということで、こういう状況があるということ自体

が私はゆゆしき問題だというように思います。そういった意味では、言われたように、やっぱり国に対してもっと言うべきところはちゃんと言うところがないければ、よくなるのではないのかなというふうに思いますので、ぜひそこら辺は大いに努力していただきたいというふうに思います。

以上をもって消防行政の一問一答についてはこれで終わらせていただきます。

次は、介護行政についての一問一答に移らせていただきます。

総括の中で答弁いただきました。現状の滞納状況についてもお話しいただきましたけれども、ここをもう少し具体的にどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

#### ○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

議員の質問にお答えいたします。

滞納者対策につきましては、新たな滞納者をふやさないことに重点を置き、現在、3つの対策を実施いたしております。

1つ目が、第1号被保険者となる新規65歳到達者に対して、電話を利用して介護保険制度の説明及び納付勧奨を行っております。2つ目に、第1号被保険者となる新規65歳到達者及び転入者等へ被保険者証送付の際に口座振替依頼はがきとリーフレットを同封し、口座振替への勧奨を行っております。3つ目に、新規滞納に対して徴収嘱託員が優先的に訪問し、制度説明や徴収を行っております。

また、中・長期にわたり滞納している滞納者への対策として、3つの取り組みを行っております。

1つ目が、徴収嘱託員による滞納者宅への全戸訪問を行っており、最低でも年1回は訪問するようにいたしております。2つ目に、所得の高い滞納者について預貯金の調査を実施いたしております。3つ目に、介護認定申請の際に納付相談を行っております。

また、平成31年4月1日より、保険料納付の利便性向上のためにコンビニ収納サービスを導入いたしました。このことにより、平日昼間に銀行等に行けなかった方でも時間を気にせず納付いただ

けるようになっております。

以上の滞納対策を実施しながら、収納率向上に努めてまいっております。

#### ○諸泉定次議員

そこで、次の一問一答に移るんですが、今度の議案の中でも、平成30年度決算における介護保険料の繰り越し状況の表を見た場合、第7段階から9段階などでまた滞納額がふえているような、一覧表で見ると、金額的にはそういうふうになっています。

この方々は納付できる所得がありながら納付していない方というふうに一般的には思うんですが、勉強会のときにも言われたんですけども、これらの人に対して差し押さえ等を検討されているのかどうか、お尋ねいたします。

#### ○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

保険料を納付されている方とそうでない方の間に生じていると思われる不公平感を解消するために、先ほど申し上げた滞納対策を実施しているところです。

なお、一昨年度より所得の高い滞納者の預貯金の調査を行い、個別訪問の強化や不在の際でも文書で来庁するよう要請し、より強力に納付交渉を行っております。それでもなお納付いただけない方がいらっしゃいますので、最終手段として差し押さえもやむを得ないと考えております。

具体的には、他保険者の実施状況調査、差し押さえの手続の整理などを行っており、実施に向けて検討を重ねているところです。

#### ○諸泉定次議員

やっぱりそういうカンフル剤、決して差し押さえを奨励するわけじゃないですけど、やっぱりやるところはやるということは、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

そこで次に、保険制度というのは、納付される方が理解されないと制度そのものが成り立たないというのは言うまでもありません。そこで、保険料を理解していただくためのわかりやすい広報が必要ではないかというふうに思います。

総括質問で言いましたように、市民、住民のほうも差し迫った時分になって初めて気づくという

ところが多々ありますけれども、あわせまして、広域連合としてもわかりやすい広報が必要ではないかと思います。

そこで、構成市町や県との連携も必要と思われますけれども、どのように考えられて対応しようとしているのか、お尋ねいたします。

#### ○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

第1号被保険者となる前までは、会社等にお勤めの方は介護保険料を給与から自動的に納付されており、自営業の方などは国民健康保険とあわせて納付されておりますので、介護保険制度について余り意識されていない方もいらっしゃるかと思います。議員が御指摘されるとおり、65歳となり、第1号被保険者となって初めて保険料の通知が届いて、自身が納付しなければならないと気づかれる方もいらっしゃるかと思います。

そういった点では、さまざまな機会を捉え、介護保険制度を広く住民の方に知っていただくため、広報を行うことが必要であると考えております。総括では、本広域連合単独の広報について御説明をいたしました。構成市町の広報紙とも連携を行い、介護保険制度や保険料の納付について掲載いたしております。

また、県内7保険者と県で組織する佐賀県介護保険制度推進協議会を活用し、わかりやすく多くの住民の方に伝わるように、広報活動に努めていきたいと考えております。

#### ○諸泉定次議員

ぜひ広報活動も強めていただきたいと思います。

そこで、低所得者に対する減免措置の実績についてでお尋ねしますけれども、過去3年間で結構ですので、減免措置の実績はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

#### ○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

まず、減免につきましては、生活困窮、収入減、収監、災害が対象となっております。

では、過去3年間の保険料の減免件数及び金額を御説明させていただきます。

平成28年度につきましては、8件28万9,627円で、そのうち生活困窮は3件の5万6,916円となっております。次に、平成29年度につきましては

は、6件16万8,383円で、そのうち生活困窮は3件の5万6,916円となっております。次に、平成30年度につきましては、13件32万6,842円で、そのうち生活困窮は7件の15万192円となっております。

#### ○諸泉定次議員

平成30年度は減免がふえているということで、少なからず、ちょっとなかなか大変だなと思います。

そこで、被保険者に比べて減免の件数が少なく、減免制度の周知広報がうまくいっていないようにも感じるところがあるんですけども、減免制度の周知広報はどのようにされておりますか。

#### ○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

減免制度の周知広報につきましては、対象となられる可能性のある方はもとより、被保険者の方に知っていただくことを目的に実施しております。

具体的には、年に2回発送している保険料の仮算定と本算定の決定通知書、また、毎月発送している新規65歳到達者及び転入者等への納入通知書に減免制度のリーフレットを同封しております。また、4月と7月の年2回、構成市町の広報紙に減免制度を掲載しております。

なお、構成市町に問い合わせがあった場合に構成市町の職員が対応できるように、年に1回、減免制度について研修を行っております。

今後も必要な方に必要な情報が届くように、周知広報に取り組んでいきたいと考えております。

#### ○諸泉定次議員

そこで、相対的に見たときに、平成30年度の減免件数もふえてはおりますけれども、相対的に見たときに生活困窮者の減免の件数が少ないのではないかというふうに感じるところがあります。これは基準が厳しいのかどうか、その基準はどうなっているのか、お尋ねいたします。

#### ○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

本広域連合における生活困窮者の減免の条件は6項目となっております。

1つ目が、被保険者の所得段階が第2段階または第3段階であること。2つ目に、世帯の前年の年間収入額が88万円以下であること。ただし、世

帯員がいる場合は1人ふえるごとに41万円を加算いたします。3つ目に、被保険者が住民税課税者の親族等に税、医療の扶養を受けていないこと。4つ目に、被保険者が住民税課税者の親族等と生計をともにしていないこと。5つ目に、世帯全員の預貯金の金額が180万円以下であること、6つ目に、世帯員が所有する不動産を活用しても生活に困窮していることとなっております。

これらの6項目の全ての減免条件に該当された場合は、生活保護を受給されている方と同額の第1段階の保険料となるように減免をいたしております。

#### ○諸泉定次議員

説明をいただきましたけれども、これも過去にも質問がっておりますけれども、低所得者に配慮した減免基準の緩和というのは検討されているのか、お尋ねいたします。

#### ○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

介護保険料は社会保険制度であり、また、負担能力を判定するに当たっては、収入のみではなく、財産、資産等を加味したところでの判断が適切であると考えられております。このことから、減免については保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、保険料減免分に対する一般財源の投入については適当でないという国の基本指針に従っていきたいと考えております。

また、平成30年10月の生活保護基準の見直しに伴い、生活扶助費が引き下げとなっておりますが、国からできる限りその影響が及ばないよう対応する旨の指導がっておりますので、本広域連合では減免基準は据え置いております。

このことから、本広域連合では、現時点では現行の減免基準での運用を考えております。

#### ○諸泉定次議員

減免を初めとした低所得者に対して、先ほど答弁をいただきましたけれども、どのように広域連合として考えられているのか質疑いたします。

#### ○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

国より今年10月に予定されている消費税引き上げに伴いまして、今年度から第1段階、第2段階、第3段階の低所得者層に対する保険料の負担軽減

の強化が図られております。

年間保険料で比較しますと、第1段階は3万5,760円から2万6,820円となり、8,940円の軽減となっております。第2段階は5万3,640円から4万4,700円となり、8,940円の軽減となっております。第3段階は5万3,640円から5万1,852円となり、1,788円の軽減となっております。また、第1段階の年間保険料額は第5期3万1,620円及び第6期2万8,464円よりも安くなっております。

このように、本広域連合では低所得者対策につきましては、国の責任と負担のもとで行うべきと考えております。

○諸泉定次議員

今、第7期になっておりますけれども、第8期を考えると、私はちょっと末恐ろしくなるときがあります。この介護保険制度は広くみんなに負担してもらいながら、みんなで支え合うという制度であります。今後もこの制度がしっかり運営できるように、滞納対策、それから、生活困窮者の対策等々を踏まえて、公正公平な運用をされるように強くお願いをして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○中野茂康議長

以上で通告による質問は終わりました。これをもって広域連合一般に対する質問は終結いたします。

◎ 議案の委員会付託

○中野茂康議長

これより議案の委員会付託を行います。

第13号から第26号議案はお手元に配付しております委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

第13号議案 平成30年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算

第14号議案 平成30年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算

第16号議案 令和元年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）

第17号議案 令和元年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）

第19号議案 佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○消防委員会

第15号議案 平成30年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算

第18号議案 令和元年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）

第20号議案 佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例

第21号議案 佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例

第22号議案 佐賀広域消防局・佐賀消防署改築（庁舎棟建築）工事請負契約の締結について

第23号議案 佐賀広域消防局・佐賀消防署改築（訓練棟建築）工事請負契約の締結について

第24号議案 佐賀広域消防局・佐賀消防署改築（電力設備）工事請負契約の締結について

第25号議案 佐賀広域消防局・佐賀消防署改築（空調設備）工事請負契約の締結について

第26号議案 高機能消防指令センター総合整備事業業務委託契約の締結について

◎ 散 会

○中野茂康議長

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

次の会議は8月9日午前10時に開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時48分 散 会

令和元年8月9日(金)

午前10時00分 開議

出席議員

1. 中島慶子	2. 田淵厚	3. 松並陽一
4. 諸泉定次	5. 白石昌利	6. 原口ひさよ
7. 森田浩文	8. 多良光英	9. 松永幹哉
10. 野中康弘	11. 山田誠一郎	13. 白倉和子
14. 中野茂康	15. 平原嘉徳	16. 福井章司
17. 中山重俊	18. 山下明子	19. 嘉村弘和
20. 黒田利人		

欠席議員

12. 堤正之		
---------	--	--

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀島敏行	副広域連合長	横尾俊彦
副広域連合長	江里口秀次	副広域連合長	松本茂幸
副広域連合長	伊東健吾	副広域連合長	伊東博己
監査委員	力久剛	会計管理者	成富典光
事務局長	岩橋隆一郎	消防局長	中島英則
副局長兼総務課長兼業務課長	石橋祐次	消防副局長兼総務課長	片淵義孝
消防副局長兼通信指令課長	高島直幸	認定審査課長兼給付課長	一番ヶ瀬新
予防課長	高田義博	消防課長	山口和俊
佐賀消防署長	野田博嗣		

◎ 開 議

○中野茂康議長

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

◎ 委員長報告・質疑

○中野茂康議長

日程により第13号から第26号議案を議題といたします。

介護・広域委員会審査報告書

令和元年8月5日佐賀中部広域連合議会において付託された第13号、第14号、第16号、第17号及び第19号議案審査の結果、

第13号及び第14号議案は認定すべきもの、第16号、第17号及び第19号議案は原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

令和元年8月9日

介護・広域委員会委員長 白石昌利  
佐賀中部広域連合議会  
議長 中野茂康様

消防委員会審査報告書

令和元年8月5日佐賀中部広域連合議会において付託された第15号、第18号及び第20号から第26号議案審査の結果、

第15号議案は認定すべきもの、第18号及び第20号から第26号議案は原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

令和元年8月9日

消防委員会委員長 黒田利人  
佐賀中部広域連合議会  
議長 中野茂康様

○中野茂康議長

これらの諸議案について、お手元に配付しておりますとおりの審査報告書が提出されました。委員長の報告を求めます。

○白石昌利介護・広域委員長

改めましておはようございます。介護・広域委

員会委員長の白石でございます。介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について補足して御報告を申し上げます。

第14号議案 平成30年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員から包括的支援事業の総合相談支援権利擁護業務において、虐待と判定された事例20件についてどのような対応がされているのかという質問があり、これに対し執行部から、総合相談支援については広域連合から地域包括支援センターへの委託による取り組みだが、虐待の判定や対策は構成市町独自の取り組みであるため、総合相談支援で把握した情報を構成市町に報告し、その後の対応は構成市町が行っているとの答弁がありました。

これに対し委員から、近年、高齢者への虐待は暴力や放置など深刻な問題として取り上げられている中、総合相談支援で把握した虐待については、その後、構成市町任せというのではなく広域連合ももっと密接な連携をしていくべきであるとの意見があり、これに対し執行部から、虐待については重大な事案と考えており、構成市町への情報提供に努め、しっかりと連携していきたいと答弁がありました。

以上の審査を経て、採決に際し、第14号議案 平成30年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について委員より、第7期から保険料が引き上げられ、平成30年分の対応額が増加している中、低所得者への減免は平成30年度でたった7件、15万円程度である。10億円以上もの決算余剰金が出ており、保険料の軽減対策をもっと講じるべきであるとの観点から、認定することに反対であるとの意見もありましたが、採決の結果、第13号議案は全会一致で、第14号議案は賛成多数でそれぞれ認定すべきものと、第16号、第17号及び第19号議案は全会一致でそれぞれ原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で介護・広域委員会の報告を終わります。

○中野茂康議長

なお、消防委員長からの口頭での報告はないとのことでございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑は終結いたします。

◎ 討 論

○中野茂康議長

これより討論に入ります。

討論は、第14号議案 平成30年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について行います。

なお、討論についての議員の発言時間は10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○山下明子議員

おはようございます。佐賀市の山下明子です。私は第14号議案 平成30年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

平成30年度は第7期介護保険事業計画の初年度であり、2000年の制度発足以来、この間、事業計画の見直しのたびに介護保険料が引き上げられ、第7期計画では基準額で月額5,969円と制度当初の3,835円の1.55倍、生活保護水準とされる所得第1段階では当初月額1,534円から2,682円へと1.7倍になる保険料となりました。しかし、保険料が差し引かれる年金額のほうは、むしろ実質的に引き下げになってきており、高齢者の負担の限界と言わざるを得ません。

こうした中で、保険料未納の方が2,239人に上り、所得基準額の第5段階よりも低い第4段階以下の方が1,247人と55.7%を占めています。また、本人課税の所得第6段階でも419名と、これは介護・広域委員会の説明でも基準額が引き上がったために納付が滞っているとの傾向が示されました。

これまで広域連合として独自に所得段階の刻みをふやすなどの多段階化に取り組んではいるものの、保険料の減免措置においては平成30年度の適用はわずか13件で32万円にすぎず、特に生活困窮を理由とする適用は、平成29年度の3件、5万6,916円からふえたとはいえ、広域連合全体でわ

ずか7件、15万192円にとどまっており、2,239人という広域連合全体の未納者に照らしても、到底実態に追いついていないとは思えません。これは一般質問の中でも指摘されていたことではないでしょうか。

また、介護サービスの利用料についても社会福祉法人による低所得者減免や高額介護サービスなどの既存の法定制度だけでなく、社会福祉法人以外のNPO法人や医療系の事業者によるサービスの利用者のことも視野に入れ、事業者にしわ寄せのかからない形での連合独自の負担軽減策を講じるべきだと、これまでも指摘しておりました。

そうした財源が全くないのかといえば、そうではないと思います。保険給付費と地域支援事業の部分で11億1,100万円もの不用額を残しており、不用額全体では11億2,000万円に上っています。そして、今回の歳入歳出決算において11億7,500万円もの決算剰余金が出ている状況があり、本来のサービスの質の向上や、量をふやして実態に合ったものにするのとともに、これらの一部でも生かしながら介護保険料や介護サービス利用料などの負担を軽減する対策をもっと充実させるべきだと考えます。

以上の観点から本決算の認定に反対であることを述べ、討論といたします。

○中野茂康議長

以上で討論は終結いたします。

◎ 採 決

○中野茂康議長

これより第14号議案を採決いたします。

なお、本案に対する審査報告は認定であります。お諮りいたします。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

賛成多数と認めます。よって、第14号議案は認定されました。

次に、第13号及び第15号議案を一括して採決いたします。

なお、本案に対する審査報告はいずれも認定であります。

お諮りいたします。本案は認定することに御異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第13号及び第15号議案は認定されました。

次に、第16号から第26号議案を一括して採決いたします。

なお、本案に対する審査報告はいずれも可決であります。

お諮りいたします。本案は可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第16号から第26号議案は可決されました。

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○中野茂康議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎ 会議録署名議員指名

○中野茂康議長

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において原口議員及び野中議員を指名いたします。

◎ 閉 会

○中野茂康議長

これをもって議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

佐賀中部広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前10時13分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 梅 崎 昭 洋

議 会 事 務 局 副 局 長 倉 持 直 幸

議 会 事 務 局 書 記 宮 崎 直 樹

議 会 事 務 局 書 記 松 枝 哲 二 郎

議 会 事 務 局 書 記 米 丸 誉 之

議 会 事 務 局 書 記 山 下 祐 樹

議 会 事 務 局 書 記 倉 本 勝 公

議 会 事 務 局 書 記 田 中 泰 司

議 会 事 務 局 書 記 池 田 修 一

議 会 事 務 局 書 記 中 島 貴 浩

議 会 事 務 局 書 記 吉 武 正 雄

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 中野 茂 康

佐賀中部広域連合議会議員 原 口 ひさよ

佐賀中部広域連合議会議員 野 中 康 弘

会 議 録 作 成 者  
佐賀中部広域連合議会事務局長 梅 崎 昭 洋

(資料) 一般質問項目表

○ 一 般 質 問

佐賀中部広域連合議会  
令和元年8月定例会

質問日	質問順	氏 名	質問方式	質 問 事 項
5日 (月)	1	白 倉 和 子	一問一答	1 介護事業の課題について (1) 介護予防事業、任意事業において、構成自治体との連携を問う (2) 介護予防の普及啓発及び活動支援事業について (3) 認知症検診事業の推進を (4) 介護予防に取り組む人へのポイント制度の導入検討を (5) 最先端機器等の貸与事業の推進を
	2	山 下 明 子	一問一答	1 介護予防、地域支援事業のあり方について (1) 要介護認定の現状 (2) 佐賀中部広域連合としての「自立支援」の考え方 (3) 地域における連携支援の取組み (4) 認知症対策について 2 介護家族の支援について 3 地域包括支援センターの設置及び配置の考え方について 中山間地域における住民生活の実態にあっているのか
	3	中 山 重 俊	一問一答	1 消防防災分野における「ドローン」の活用について (1) 全国におけるドローンの配備状況と活用状況 (2) 県内でのドローンの活用状況は (3) ドローンの操作を行う隊員の研修、訓練は (4) 今後の拡充計画は
	4	諸 泉 定 次	一問一答	1 消防行政 職員採用 (1) 最近の採用傾向 都市部集中か、女性の受験傾向 (2) 女性隊員の任務（役割分担） 女性隊員特有の任務は (3) 女性の採用傾向と採用割合は (4) 年金支給の繰上げによる今後の再雇用の状況 2 介護行政 (1) 保険料滞納対策 (2) 介護保険制度の周知 (3) 低所得者対策